

第4回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月21日（月）午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農業委員	農地利用最適化推進委員
1番 小林 広美	金田 正 菊地 方敏
2番 大根田 源一	佐藤 一典 岡田 毅
3番 酒井 和夫	岩崎 進 荒井 昭雄
4番 黒崎 浩	手塚 孝夫 阿久津 正好
5番 黒崎 陽子	直井 純一
6番 綱川 祥史	小林 康男
8番 小林 芳晴	酒井 紀之
9番 阿久津 信市	黒崎 文雄
10番 小林 峰子	大林 厚雄
11番 黒崎 俊行	鈴木 省一

4. 欠席農業委員 7番 岩村 隆

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第21号 農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
議案第22号 農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
議案第23号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第24号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第25号 非農地証明願に対する証明の可否について
議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
報告第5号 農地法第18条の解約通知について

令和7年第4回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第4回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 芳賀町農業委員会会議規則第4条の規定により7番 岩村 隆委員から欠席届が出ておりますので、ただ今の出席委員は10人です。 定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、3番 酒井 和夫委員、4番 黒崎浩委員を指名したいと思いますので、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第21号	
議長	それでは、ただ今から、議案第21号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第21号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の賃借権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第21号 賃借権設定許可申請 2番、3番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 2、3番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・ 打越新田地区 推進委員	はい、西高橋・打越新田担当の阿久津です。議案第21号 2番、3番について説明いたします。 付属資料の1から4ページをご覧ください。先日、黒崎会長と事務局とで現地を確認してまいりました。この申請地は、農道を挟んでの東側と西側にあります。特に3番の申請地は芳賀町と宇都宮市の入り組んだところにありますが、1枚の田区として管理されています。どちらも隣接する土地に営農型の太陽光発電設備があり、以前から■によって耕作されているため特に問題はないと思いますが、慎重なるご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 ただ今阿久津推進委員が言われたとおりであり、問題ないと思われしますので、皆さまの慎重なる審議をよろしく申し上げます。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第21号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり許可することで決定しました。
○議案第22号	
議長	続きまして、議案第22号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第22号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」
次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。

【議案第22号 農地の区分地上権設定許可申請 1番、2番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
1番、2番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋・
打越新田地区
推進委員

はい、議案第22号1番、2番について説明します。付属資料の5から8ページになります。先ほどの議案第21号の申請地と同じで、以前から1番には北側、2番には南側に営農型の太陽光設備がすでに設置されております。これらに隣接する形で設置となります。■によるもので、発電した電気はすべて自社工場での消費となり、既設の設備下を含めて■により耕作されるものです。問題はないかと思いますが、皆様の慎重なるご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長

こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。
ただ今阿久津推進委員が言われたとおりであり致し方ない案件かと思われませんが、皆さまの慎重なる審議をよろしく申し上げます。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
続いて質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番委員

はい。

議長

はい、黒崎浩委員。

4番委員

はい、4番黒崎です。先ほどと関連することでひとつ聞きたいんですけども、この部分、営農型太陽光発電ということで、地目水田です。今のところ営農計画はあると思うんですが、何を作るということはいくことは出ていますか。おしえてください。

議長

はい、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、事務局から回答させていただきます。作物は水稲ということで申請が上がっております。以上です。

4番委員

はい、わかりました。

議長

大丈夫ですか。

4番委員

はい。

議長

ほかに質疑はありませんか。

3番委員

はい。

議長

はい、酒井和夫委員。

3番委員

はい。やはり同じで、■さんが貸しているわけですね、■に。申請人は■さんでなく■にならないんですか。作る人は■ですが、地上権というのは地主さんの持つものなのか、その確認です。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局 はい、事務局から回答させていただきます。酒井委員が仰られたとおり、土地の所有者は■さんでありまして、土地の所有者と営農型太陽光発電設備を設置する会社との間での区分地上権の設定という形になりますので、申請者は地主である■さんの名前になります。そして営農者にとっては、太陽光発電パネルを付けるということでその同意が必要となりますので、■からの太陽光パネルを設置するための同意書が申請書と一緒に提出されています。このような説明でよろしいでしょうか。

議長 酒井和夫委員、よろしいですか。

3番委員 はい、わかりました。■の同意書があるということで。

事務局 はい、自分が耕作するところの上にパネルをつけていい、という同意書が提出されています。

議長 ほかに質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第22号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり許可することで決定しました。

○議案第23号

議長 続きます。議案第23号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」
次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。

【議案第23号 所有権移転許可申請 12番、13番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
12番、13番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。

東水沼地区
推進委員 はい、東水沼の菊地です。議案番号12番についてご説明申し上げます。付属資料の9ページをご覧ください。農地の所有者である■さんは高齢で今後管理や耕作をしていくことが困難であるため、申請地域で耕作している■さんに農地を譲り渡すことになったものです。申請地付近は現在、葎などが生えておりました遊休農地というよりも耕作放棄状態のような感じで、農地を譲り受ける■さんは宇都宮市で耕作している実績がありますので、遊休農地の解消も期待できるのではないかと思います。皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

続きます。議案番号13番についてご説明申し上げます。付属資料の11ページをご覧ください。農地の所有者である■さんは県外にお住まいで、御高齢であります。今後管理や耕作をしていくことが困難であるため、親戚というか■さんのご実家の■さんに農地を贈与することになったものです。農地を譲り受ける■さんは、自宅から申請地まで600メートル位の距離で、認定農業者で梨栽培をされています。優秀な担い手でもありますので何ら問題はないと思われますので、皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長 3番 酒井 和夫委員、ほかに意見があればお願いします。

3番委員 はい、3番の酒井です。12番の案件ですが、菊地推進委員の言う通り耕作放棄地の解消になればいいことかと思っております。13番については何ら問題ないかと思っておりますので、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようなので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第23号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり許可することで決定しました。

○議案第24号

議長 続きまして、議案第24号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」
次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第24号 転用許可申請 3番、4番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
3番、4番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。

西高橋・
打越新田地区
推進委員

はい、西高橋・打越新田担当の阿久津です。議案第24号の3番、4番について説明します。付属資料の13から29ページをご覧ください。こちら先ほどの議案第21号の申請地内に■による営農型太陽光発電設備の設置のための申請となります。共に施設と並行する並びで設置となり、敷地の外周から6メートルのところ支柱を設置し、支柱間も5メートル、高さも4メートルを確保し、農業機械の旋回スペースも確保されます。また今回の申請地の周辺の隣接する土地は譲渡人の■さんの所有する土地となっており、設置への理解が得られていると思われまので、特に問題はないかと思われま。皆さまの慎重なるご審議をよろしく願います。以上です。

議長 こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。
ただ今阿久津推進委員が言われたとおり、致し方ない案件かと思われまので、皆さまの慎重なる審議をよろしく願います。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第24号について、原案のとおり許可相当と意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第24号は許可相当と意見を付すことで決定しました。

○議案第25号

議長 続きまして、議案第25号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号「非農地証明願に対する証明の可否について」
次のおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。

【議案第25号 非農地証明願 5番、6番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
5番について、八ツ木地区 大林 厚雄推進委員お願いします。

八ツ木地区
推進委員 はい、八ツ木地区推進委員の大林です。議案第25号、5番についてご説明します。あわせて付属資料の30から34ページをご参照いただきたいと思います。この案件につきましては去る11日に阿久津農業委員と事務局職員とあわせまして現地の確認をいたしました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、申請地は線引き前から50年以上も宅地として利用されており、何ら問題ないと思われませんが、皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 9番 阿久津 信市委員、ほかに意見があればお願いします。

9番委員 はい。議案第25号の5番について、大林推進委員が説明されたとおり50年以上も前から宅地として利用しているということで、何ら問題ないと思われま。皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長 6番について、芳志戸地区 黒崎 文雄推進委員お願いします。

芳志戸地区
推進委員 はい。6番について、説明します。この土地は空家登録するために確認したところ、宅地の中に農地があったということで非農地証明を願出たということです。昭和49年から50年以上宅地として利用していますので特に問題はないと思います。以上です。

議長 9番 阿久津 信市委員、ほかに意見があればお願いします。

9番委員 はい、9番の阿久津です。6番につきましても黒崎推進委員が説明したとおり、5番と同様50年以上宅地として利用しているということで何ら問題ないと思われま。皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第25号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり証明することで決定しました。

○議案第26号

議長 続きまして、議案第26号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員、4番 黒崎 浩委員、5番 黒崎 陽子委員、私、黒崎 俊行が退席となります。
進行を2番 大根田 源一委員と交替いたします。

(黒崎会長、酒井委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員 退席)

2番委員	大根田です。不慣れなものですがよろしくお願ひします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第26号 「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 7ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和7年5月30日、利用権設定等の面積159,232平方メートル、令和7年中の累計159,232平方メートル。詳細は、8ページから10ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。
2番委員	それではただいまから2分間、審査をお願いします。 (審査中)
2番委員	それでは審査を終わります。 続いて推進員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
2番委員	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
2番委員	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第26号について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員は起立願ひします。
委員	(全員起立)
2番委員	起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり意見なしとして決定しました。 黒崎会長、酒井 和夫委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員の入場をお願いいたします。 ここで進行を変わります。ありがとうございました。 (黒崎会長、酒井委員、黒崎 浩委員、黒崎 陽子委員 着席)
○報告第5号 議長	続きまして、報告第5号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第5号「農地法第18条の解約通知について」 次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、11ページになります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和7年第4回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 (閉会午後2時40分)